「清流の国ぎふ」文化祭2024・清流の国ぎふ総文2024 協賛金等募集要綱

(趣旨)

第1条 「清流の国ぎふ」文化祭2024(第39回国民文化祭、第24回全国障害者芸術・文化祭(以下「国文祭」という。))、清流の国ぎふ総文2024(第48回全国高等学校総合文化祭(以下「総文祭」という。))が県民をはじめ多くの方々の協力と参加により、本県の芸術文化の魅力等を国内外に発信し、アフターコロナ時代における新しい未来につながる文化祭となるよう、両文化祭に賛同をいただける企業や団体、個人に対し、広く協賛金等の募集を行う。

(実施主体)

第2条 「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会、第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会とする。

(協賛金等の種類及び使途)

第3条 協賛金等とは、協賛金及び協賛物品をいい、文化祭の運営に要する経費等に充てる。

(募集方法)

第4条 県内外の企業や団体、個人を対象に募集する。

(募集期間)

第5条 募集期間は以下のとおりとする。

国文祭:令和5年10月10日から令和6年6月30日まで 総文祭:令和5年10月10日から令和6年3月31日まで

(協賛による特典)

第6条 公式ガイドブック等の印刷物、公式ウェブサイト、総合開会式会場に設置する看板等に協賛者等の名称を掲載する。また、開会式へのご招待、式典会場でのPRブース出展及び文化祭協賛の呼称を使用する権利を認める。

(協賛企業等における税務上の取扱い)

第7条 協賛金等は、広告宣伝費として全額損金又は必要経費に算入できる。

(その他)

第8条 協賛金等の募集に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年10月10日から施行する。